

第2号様式

平成24年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成24年6月20日(水) 10:00～14:30 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成23年12月1日から平成24年3月31日まで	
抽出案件	総件数 8件	(備考)
工 一 般 競 争	1件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	1件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
業 一 般 競 争	1件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	1件	
随 意 契 約	1件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意見・質問	回答
<p>1 工事の発注状況について 落札率が上昇した原因はあるのか。</p> <p>2 業務の発注状況について 入札は全て1回で落札しているのか。</p> <p>3 工事発注案件 (1) 一般競争入札 【黒羽刑務所炊場・講堂棟等新営 (機械設備) 工事】</p>	<p>材料費等の高騰などと考えます。</p> <p>そのとおりです。</p>
<p>総合評価に関する議事になったことから、総合評価委員会審議概要に掲載</p>	
<p>(2) 標準指名競争入札 【平成23年度小田原少年院宿舎新営工事】</p> <p>プレハブ建築協会に入っている業者への発注工事であるが、プレハブ工法である必要性については前回指摘したとおりである。実際に工期設定の関係で早く作れるプレハブ建築の優位性というものがどれくらい発揮されているのか。将来、解体、移動する可能性があるかとあるが、宿舎について、将来移動する可能性があることをどう評価しているのか。結果的にプレハブ建築協会に入っている業者でこの工事にマッチしている業者は非常に少ないし、この規模であればほとんど業者が辞退されるというのはわかる気がする。この規模の宿舎で工期がそんなに厳しくないのであれば在来の木造、あるいは、</p>	<p>位置づけとしては仮設の宿舎であり、仮設建物の扱いで認可されたものです。これは、この土地を平成28年度に財務省に引き継ぐこととなっており、恒久的な建物を建設するわけにはいかないため、プレハブにしたというのが理由です。</p>

ツープイフォーでも十分に可能であると思われるが、どのような判断をしているのか。

平成28年度までということであるが、リースという選択肢はなかったのか。

### (3) 随意契約

#### 【旭川刑務所新営（建築）第1期工事（第1回変更）】

元請額が27億円で、1回目の変更が6億円弱というのは、変更額が大き過ぎるのではないか。元（当初）契約の落札率はどのくらいであったのか。

工期の変更はないのか。

請負契約約款において、甲乙の双務的な契約にしなければならないとされており、何が適切であるのかなかなか難しく、仕方ない部分もあるのであろうが、なるべく大きな追加工事が出るというのは、甲乙のいろいろな要素が発生するので、極力減らしてもらいたい。

あまり追加が出て、前提となる元の契約の入札参加条件を超えてしまうようなこともあろうし、なるべく減らしてもらいたい。

## 4 業務発注案件

### (1) 簡易公募型プロポーザル方式

#### 【広島刑務所庁舎等実施設計業務】

プロポーザルに参加する業者は、どのくらいの金額で業務委託を受けることとなるのか、はっきりとは分からないのか。

大体2年使うと買取りの方が安く、リースの方が高くなります。

落札率は91.31パーセントです。

変更はありません。

できる限りそうならないよう心がけていますが、やむを得ずこのような結果になりました。

承知しました。

業務委託料に関する算定基準は、国交省の告示で公表されているので、かなり正確に理解されているものと思われます。

発注に当たっては、予定価格はまだ定まっていないのか。業者の提案が決まってから予定価格は決まるのか。

業者としては、価格を気にせず提案をしていくことになるのか。

予定価格を作成するに当たり、予算というものがあると思うが、広島設計の予算の範囲内で予定価格を作るというかたちになるのか、それとも、少しくらいオーバーしてもよいのか。

(提案の採点に当たり、) 評価する人によって逆転する、決定力のある点数を出す人とそうでない人とがいて、65点の合計点で若干ならし方とかあるのか。

評価者で話し合っていないのか、それぞれ別に行っているのか。

## (2) 一般競争入札

**【大阪入国管理局茨木分室庁舎模様替工事等実施設計業務】**

低入札価格調査はしなくてよいのか。

低入札価格調査を実施しない場合、相手から積算内訳書は取り寄せているのか。

最終的には直前に予定価格が決まることとなります。

業者は、最初に説明書等の業務内容や規模を確認し、それに応じ、告示等に基づいて必要な人工数を計算すれば、どのくらいの業務委託料になるかは分かると思います。

告示に基づく基準どおり積み上げており、予算事情に応じて上げたり下げたりということはありません。

本件については、主観評価でしたが、ほぼ同じ評価となっています。

話し合いは行っていません。

会社名は伏して、それぞれ担当者ごとに評価しています。

(予決令において、予定価格が) 1000万円を超えないものについては実施しないこととされています。

取り寄せたかどうか確認していませんが、内訳書の内容に関していろいろなやり取りはなされていると思われます。

こういう価格（落札率：34.32パーセント）とならないような何らかの工夫が必要であるし、今後の検証があろう。正常な値段での発注がなされているかチェックしている姿勢を見せる必要があるのではないか。

劣悪な状況で仕事をさせるということについて、法務省が不作為で幫助しているとうかがわれるような、そういった状況にならないようにすべきである。

### (3) 簡易公募型競争入札

#### 【黒羽刑務所職業訓練棟等実施設計業務】

（低入札価格調査の調査票によると、）過去にも受注し、（工事成績評定点）65点という成績をとっていたということであるが、そのときの落札率はどのくらいであったのか。

面積要件を決めるに当たって、規模に0.8をかけることの根拠は何か。

65点をとらないとペナルティはないのか。

（低入札価格調査の調査票を見ると、）当該価格で入札した理由について、この程度の理由で十分な担保となっているのか。

業務に関する履行体制を確認した上で落札業者を決めるという仕組みについては今後とも検討していきます。

できるかぎり適正な価格で受注してもらうことが結果的に品質確保や安全確保もなされていくものと考えています。

33.8パーセントです。

工事の要件設定に合わせています。

60点以下であると減点評価となります。

低入札価格で受注した場合には、品質確保対策計画書を提出することとなっており、監理技術者が打合せの際には必ず同席すること、社長名での品質確保の証明書を提出する、第三者に照査してもらうなど、品質確保の証明を出してもらうこととしています。

<p>(当該価格で入札した理由の)内容の不備によって、落とされるということはないのか。</p>	<p>ありません。</p>
<p>(4) 標準指名競争入札 【黒羽刑務所炊場・講堂棟等新営工事監理業務】</p>	
<p>監理技術者の専任がなされていないことが、どのように発覚したのか。</p>	<p>当課担当者との打合せにおいて、監理技術者自身が別の監理業務を行っていることを発言したことによるものです。監理技術者自身に専任が要件になっているという認識がなかったものと思われます。</p>
<p>全国的に専任の確認ができないことは承知しているが、専任していないということを書面で提出させているのか。</p>	<p>専任していないということを書面では提出させていませんが、手持ち業務を提出することとしています。定例の打合せ等に出席をしていなければ、調査することになると思われます。</p>
<p>どの程度専任が果たされているのか疑問である。</p>	<p>定例会議等の出席状況から把握するしかない状況です。</p>
<p>今後ホームページ等で注意喚起をすべきではないか。</p>	<p>低入札価格調査時にも確認していたところですが、今後検討していきます。</p>
<p>工事監理業務は、ある意味発注者の代行であるので、それをやってもらえないというのは、発注者の責任となるものである。</p>	<p>低入札価格で受注された案件については特に注意しています。 調査職員に監理の実態について注意を払うよう指導することとします。</p>
<p>(5) 随意契約 【大阪拘置所実施設計業務（第3回変更）】 特になし</p>	